

工 事 仕 様 書

- 1 本工事は、大府市建設総務課職員の指示に従い、設計図面及び本仕様書に基づき施工する。
- 2 本工事は、着手及び完了の際、届出をし、検査を受ける。
- 3 工事中は、工事用資器材は、常時整備し、一般道路に支障ないよう注意する。
- 4 工事の施工に当り、大府市公共用物管理条例及び関係法規を守り、交通保全について十分注意し、着手前に所轄警察署に届出て、危険防止の処置を取るとともに災害及び事故が起きないように注意する。
- 5 工事施工中隣地等に迷惑をかけないように十分注意するとともに損害を与えたときは、直ちに原形復旧をし、損害を補償する。
- 6 工事は許可後着手の日から 日間で施工する。

申請者 住 所

氏 名